**質疑回答書**

件名　はせがわ展望公園及び志貴高校跡地活用における民間資金等活用調査業務

質疑①

県有地及び県有施設は、将来的に貴町に所有権が移転される前提と考えてよろしいでしょうか。

回答①

民間資金活用調査結果によりますが、今後、奈良県に対して協議を進める予定であり、本件業務に協議の支援を含めております。

質疑②

跡地活用となっているため、志貴高校の校舎は解体する予定でしょうか。それとも校舎自体の活用も業務の検討事項に含まれるのでしょうか。

回答②

町の財政負担を圧縮できることを第一とした場合、既存校舎を活用することが望ましいと考えております。

質疑③

はせがわ展望公園を再整備（公園として再整備、公園以外として再整備）することは可能でしょうか。

回答③

はせがわ展望公園を再整備（公園として再整備、公園以外として再整備）することは可能です。

質疑④

「田原本町はせがわ展望公園活性化基本計画」について、閲覧期間を延長していただくことは可能でしょうか。

回答④

閲覧期間の延長はありません。期間内に閲覧お願いします。

質疑⑤

仕様書 ５（１）②に「検討主体は町と受託者が協議の上設定」とありますが、「検討主体」とは具体的に何を指しているのでしょうか。

回答⑤

検討主体とは、前提条件の整理に伴い課題となる条件、課題解決に向けた検討の内容を示します。

質疑⑥

・仕様書 ５（４）では、市場調査の調査票等の作成が規定されていますが、実際の調査は貴町で実施されるのか、受託者が実施するのかについてご教示ください。

回答⑥

実際の調査は受託者で実施となります。